

## 地域子ども・子育て支援事業について

群馬県子ども・子育て支援課 子育て支援係

### 1 令和7年度の主な改正点

- (1) 令和6年子ども・子育て支援法改正に伴い、地域子ども・子育て支援事業において妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業を新たに実施。

① 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象となる。

※令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施され、令和8年度から新たな給付として全市町村で実施。

③ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。令和7年度から地域子ども・子育て支援事業で実施するとともに、受け入れに追加の人員配置が必要とあるきょうだい、生後4ヶ月以降の児を預かった際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2人以上の人員配置について加算措置を創設する。

(2) 利用者支援事業

妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業(基本型・特定型・こども家庭センター型)に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

(3) 地域子育て支援拠点事業

子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく、賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。

(4) 一時預かり事業

一時預かり事業(幼稚園型)について、職員配置基準の改正に伴う単価の見直しを行うとともに、特別な支援を要する児童分単価の見直しを行う。

(5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

性加害防止対策に資する取り組みとして、講習・広報啓発等を実施した場合の加算を創設する。